

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：労働者協同組合法施行令案

規制の名称：労働者協同組合が行うことができない事業

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

評価実施時期：令和4年4月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

- 労働者協同組合法（令和2年法律第78号（議員立法）。以下「法」という。）において「この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事すること」を目的としている。
- 当該目的を踏まえ、法第7条第2項において、労働者協同組合（以下「組合」という。）は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「派遣法」という。）第2条第3号に掲げる労働者派遣事業その他の組合がその目的に照らして行うことが適当でないものとして、政令で定める事業を行うことができない旨を規定している。
- 法第7条第2項を受け、労働者協同組合法施行令案（以下「政令案」という。）第1条において、組合がその目的に照らして行うことができない事業は、派遣法第2条第3号に掲げる労働者派遣事業と規定している。
- これは、労働者派遣事業が、他者の事業において他者の指揮命令を受けて労働することとなり、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業に自らが事業に従事するという労働者協同組合の基本原則と相反する仕組みであるためである。
- 仮に当該措置を講じない場合には、法の趣旨に反する組合の存在を許容することとなり、法の目的を達成できないおそれがある。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

○ 本規制については、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業に自らが事業に従事するという法の目的を達成するため、当該措置を講ずることとしたものである。

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

○ 遵守費用は発生しないものの、行政費用として、国及び都道府県において制度を周知するための費用が発生する。

- ④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(新設のため該当せず)

3 直接的な効果(便益)の把握

- ⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

○ 本規制を導入することにより、法の目的の達成が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

○ 金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

○ 本規制については、経済活動を制約するものではないので、副次的及び波及的な影響は生じない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。
① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方

が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析

- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

○ 政令案の導入により、国及び都道府県に制度の周知のための費用が発生するものの、組合員それぞれの意見を反映して組合の事業に自らが事業に従事するという法の目的を達成されるようになるため、本規制については増加する費用を上回る便益を得られるものとする。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

- 代替案として、組合がその目的に照らして行うことができない事業として労働者派遣事業を努力義務とする場合、同事業を行う組合が存在する可能性がある。
- その結果、法の基本原理に反する組合が存在し、法の規定が形骸化することとなるため、規制を新設することが望ましい。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

（該当なし）

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

- 法施行後 5 年を目途として、法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められたときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしている。
- 施行令案についても、当該検討等を踏まえ、必要な措置を講ずることとなる。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- 指標等の設定は困難である。